

# 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について

## 府域の現状

### 悪臭苦情

- ・府域の悪臭苦情件数は、この5年間、年間約1,100～1,300件と、横ばいの傾向。
- ・発生源別では、サービス業等の都市・生活型が約6割。
- ・用途地域別では、住居系が約5割、工業系約3割、商業系が約1割。

### 悪臭防止対策

- ・悪臭防止法に基づき、府知事（及び政令市長（11市））が規制地域及び規制基準を設定し、市町村長が事業場の立入検査、改善勧告・命令等の規制事務を実施。  
規制地域：府域全域  
規制基準：特定悪臭物質（22物質）の濃度規制で、法で定める範囲の下限値
- ・府は、市町村に対して、測定方法や防止技術等の研修など技術的な支援。

<悪臭苦情件数>

	都市生活型	製造工場	畜産農業	不明	計
平成5年度	298	231	26	105	660
平成10年度	670	350	11	184	1,215
平成15年度	774	266	23	215	1,278

## 国等の動向

平成7年の悪臭防止法改正により、特定悪臭物質の濃度規制に代えて、人の嗅覚を利用した臭気指数規制の導入が可能になった。

- ・臭気指数規制：臭気が感知できなくなるまでの希釈の倍数を基礎とした規制  
**臭気指数 = 10 × Log（希釈倍数）**

平成11年に気体排出口の規制基準が、平成12年に排水の規制基準が設定された。また、地方自治体における臭気指数規制の導入促進のため、平成14年に嗅覚測定法精度管理マニュアル等が整備。

国におけるマニュアル等の整備により、臭気指数規制を導入する地方自治体が増加。

臭気指数規制の導入自治体数：平成14年3月末 7都道府県 66市区町村  
平成17年3月末 18都道府県 229市区町村

大阪市が平成18年1月27日に臭気指数規制を告示。

## 臭気指数規制の導入の考え方

現行の濃度規制では、多種多様な悪臭物質による複合臭等の評価が困難であることから、今後府域において人の嗅覚により測定する規制方式（臭気指数規制）の導入を図る。

### 規制地域の指定

- ・規制地域は、市町村の測定体制の整備や導入意向等を踏まえ、関係市町村と協議が整ったところから順次地域指定を行う。

### 規制基準の設定

- ・敷地境界線の規制基準値は、府域の自然的、社会的条件（事業場や土地利用等の実態、現行の対策との整合等）を考慮して

**臭気強度2.5に対応する臭気指数の範囲（10～15）の下限値とする。**

【参考】臭気強度と臭気指数との関係

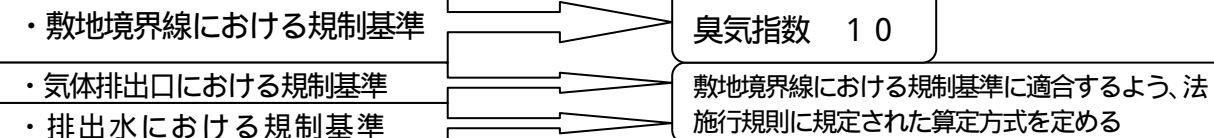
臭気強度	内容	臭気指数の範囲
0	無臭	
1	やっと感知できるにおい	
2	何のにおいかが分かる弱におい	
2.5	(臭気強度2と3の中間)	10～15
3	楽に感知できるにおい	12～18
3.5	(臭気強度3と4の中間)	14～21
4	強いにおい	
5	強烈なおい	

## 今後の対応

### 平成18年度における臭気指数規制の導入予定

<臭気指数規制の規制地域及び規制基準（案）>

- (1) 規制地域：泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町の区域
- (2) 規制基準



- (3) スケジュール：法第5条に基づく市町村長の意見聴取 パブリックコメント 規制地域等の告示(4月)
- (4) 施行日：平成18年6月1日

### 今後の府域における臭気指数規制の導入

市町村の意向把握、関係市町村との調整・協議の上、順次規制地域の拡大を図る。